

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市屋外広告物条例（平成19年条例第68号）第29条第1項又は第3項若しくは第33条第1項	屋外広告業の登録又は更新若しくは変更の登録	景観政策課

- 1 審査基準は、盛岡市屋外広告物条例第32条第1項に定めるところによる。
- 2 標準処理期間は、7日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文や解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。